

RIKEN BRC

生物遺伝資源寄託同意書

(以下「寄託者」という。)と理化学研究所バイオリソースセンター(以下「理研BRC」という。)とは、次の事項に同意する。

1. 理研BRCは、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源(バイオリソース)の寄託を受け、これを収集・維持・保存・増殖・品質管理ならびに研究者に対する提供を行っている。本同意書は、
寄託者が理研BRCにリソース_____
(以下「本件リソース」という。)を寄託するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。
2. 寄託者は、本件リソースを無償で理研BRCに寄託する。この寄託においては、知的財産権の移転は含まれない。理研BRCは、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖、品質管理・向上を行い、研究者に対し提供を行うことができる。
3. 寄託者は、本件リソースの寄託にあたって、本件リソースの由来、特性並びに品質に関する正確な情報(特許等を含む)を添付する。理研BRCは、本件リソースに関する情報を必要に応じて更新し、データベース等を介して広く公開することができる。
4. 寄託者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って理研BRCに寄託する権限を有し、法律上あるいは契約上なんら禁止ないし制限を受けていないことを確認する。
5. 本件リソースの由来は以下のとおりである。
(該当する条項の□を■とする。)
 本件リソースは、寄託者が開発したリソースである。
 他者が開発したリソースで本件リソースの寄託にあたっては開発者の許可を得ている。
 本件リソースは、寄託者が購入したものであるが、寄託をすることについて制限を受けていない。
 その他(
)
6. 理研BRCは、本件リソースを寄託者が定める次の条件下で利用を希望する者(以下「利用者」という。)へ提供する。
(該当する条項の□を■とする。)
 条件を付加しない。(本件リソース利用の結果得られた成果にかかる権利の共有等についてなんら主張をしない。)
 以下の条件を付加する。(理研BRCは、付加された寄託条件をカタログ及びホームページに提供条件として掲載する。)
 利用者は、研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。
[指定論文名]

-
-
- 利用者は、研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。
 - 利用者は、下記に定める寄託条件の範囲で利用する。
- [利用許諾の条件等を記載:利用者が寄託者から事前に提供承諾書を取得、非営利機関・営利機関等の利用者限定の有無、学術研究・商業利用等の利用範囲の制限の有無、営利機関の利用者もしくは商業利

用の場合は寄託者から事前にその旨の提供承諾を取得、利用者に提供され利用の結果得られた成果にかかる権利等についての取り扱い条件、利用者との共同研究の要否及びその条件等。各条件について英文を併記。]

記

7. 寄託者は、本件リソースの維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力によるリソースの滅失・散逸などについて、理研BRCに対し責を問わない。
8. 本件リソースの寄託にあたっての送料は、理研BRCが負担する。
9. 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
10. 理研BRCは、リソース検討委員会、倫理委員会等の意見等を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は事前に寄託者に連絡のうえ、本件リソースの維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができる。
11. 寄託者は、本件リソースの寄託にあたって、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)等、必要に応じて、該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内で取り扱わなければならない。尚、当該関連法令等に基づく手続きが必要な場合には、寄託者及び理研BRCは当該法令等に従ってその手続きをしなければならない。
12. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通を作成し、寄託者、理研BRCそれぞれ1通を所持する。

西暦 年 月 日

寄託者

理研BRC

機関名・会社名：

機 関 名： 理化学研究所

バイオリソースセンター

所 在 地：〒

所 在 地： 〒305-0074

茨城県つくば市高野台 3-1-1

担 当 者：

印

機 関 長： センター長

小幡 裕一

印

研究責任者：

印

機 関 長：

印